

2021年7月30日
2021年8月4日更新

LPガス販売に関するアンケート調査結果報告

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

LPガスについては以前より、「契約条件や料金が不透明」「解約時に撤去料などの費用を請求された」などの問題が指摘されてきました。全国消団連では2017年4月の都市ガス全面自由化の動きを受けて、その競合相手とされるLPガスの契約・販売において、必要な情報が確実に消費者に届くよう改善を求め、2017年に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」や「取引適正化ガイドライン」制定されたのちも、状況を注視してきました。

2020年8月に全国消団連が開催した学習会での、北海道や神奈川県の実例紹介から、ガイドラインに沿った改善が十分に進んでいるとは言えない状況であることがわかりました。そこで、2020年11月、LPガスの取引透明化に関する課題解決を進めるために、他省庁と連携して問題の解決にあたるよう、資源エネルギー庁に求める要請書を提出しました。

さらに、事業者団体にも協力を求めることとなり、全国のLPガス協会へ「LPガス料金の不透明に対し抜本的対策を求める要請書」を2021年3月12日に提出し、改善を促していただくよう求めました。同時に情報公開の実態を把握するためアンケート調査を実施しました。その結果を報告します。

【調査概要】

調査期間：2021年3月12日～4月12日

調査対象：47都道府県のLPガス協会、日本LPガス協会

質問項目：2017年経済産業省策定「取引適正化ガイドライン」の周知方法・時期、液石法14条書面の取扱状況、標準的メニューの公表状況、検針票における情報開示状況（基本料金、従量料金、その他の内訳、単価ほか）、3部料金制度の採用状況

回答状況：44協会よりご回答いただきました（回答率91.7%）

【結果概要】

・「取引適正化ガイドライン」の周知状況

回答したすべての協会が事業者に向けて「取引適正化ガイドライン」についての周知説明を実施し、その方法は、説明会の実施が最多でした（36協会）。他に県と共催のガス事業者向け保安講習会時や業務主任者講習時に時間を確保し、毎年周知を継続しているとの回答もありました。

- **液石法 14 条書面の記載交付状況**

液石法 14 条書面に必要事項を記載、説明、交付を行っているかについては、把握していない、今後調査の予定はない、との回答が最多（20 協会）でした。

（液石法 14 条書面：液化石油ガス法第 14 条で定められ、LP ガス取引を始める際に、LP ガスの種類、料金構成やその内容、設備の所有権などが書かれた書面のこと）

- **標準的メニューの公表状況**

標準的メニューを公表している事業者を把握しているのは 43 協会でした。各協会内で標準的なメニューを公表している事業者の割合は 90～99%が最多でした。公表の方法は店頭表示が最も多く、続いて多かったのはホームページ掲示でした。

- **LP ガス料金の内訳開示状況**

事業者が検針票で LP ガス料金の内訳（基本料金、従量料金、単価など）を開示しているか、把握しているのでは 13 協会、100%の事業者が開示しているとの回答は 5 協会でした。

- **3 段階料金制（3 部料金制度）の採用状況**

LP ガス販売指針に基づく 3 段階料金制（3 部料金制度）を採用しているかを把握しているのは 4 協会、3 段階料金制（3 部料金制度）を採用している事業者はいずれも 30%未満でした。

資料 1：アンケート調査集計概況

資料 2：アンケート調査項目

資料 3：全国 LP ガス協会アンケート調査結果（一覧）

資料 4：全国消団連意見書